

データの利活用に当たってPIAをルール・仕組み化する際の検討ポイント

令和 7 年 3 月

データの利活用に当たってPIAをルール・仕組み化する際の検討ポイント

◆ PIAの必要性

- スーパーシティ・スマートシティにおけるデータ連携基盤（都市OS）の活用をはじめ、昨今、行政・民間を問わず多様なデータを利活用したサービス提供が進んでおり、生活の様々な場面での利便性向上につながることが期待されている。
- 特にパーソナルデータを活用することで、個々人に合ったより便利なサービス提供が可能となるが、そのデータの利活用に当たっては、本人の理解のもと、本人に不利益が生じない・不安を感じさせないようにすることが何よりも必要である。
- そのためには、サービス提供者によってプライバシーの観点から十分に配慮がなされるとともに、住民・市民は適切な理解のもとでサービスを利用できるよう、データ利活用に当たってプライバシー影響評価（PIA）の実施が望まれる。

◆ PIAの有用性

- プライバシー影響評価（PIA）の実施には以下のような効果があると考えられる。
 - ✓ パーソナルデータを扱うサービスを開始・変更する際に、予測可能なプライバシーリスクを適切に評価し、リスクの低減を可能とする。
 - ✓ プライバシーに関与する当事者が透明性のある運営・説明責任を果たすとともに、サービス利用者の十分な理解のもとでデータが提供・サービス利用が行われ、パーソナルデータの取扱い・利活用の促進に繋がる。
- 特に、スマートシティにおけるデータ連携基盤の活用など、一定の枠組みのもと継続的にデータ利活用を進めていく上では、その都度バラバラの方法・尺度でリスク評価を行うのではなく、PIA実施をルール・仕組み化して、統一的な基準のもと実施することで、公平・公正な観点での評価が可能となり、円滑なデータ利活用が進むことが期待できる。

◆ PIAをルール・仕組み化する際の検討観点

- PIAをルール・仕組み化する上では、様々なケースに継続的に対応できるよう、あらかじめ実施方法を検討することが必要となる。



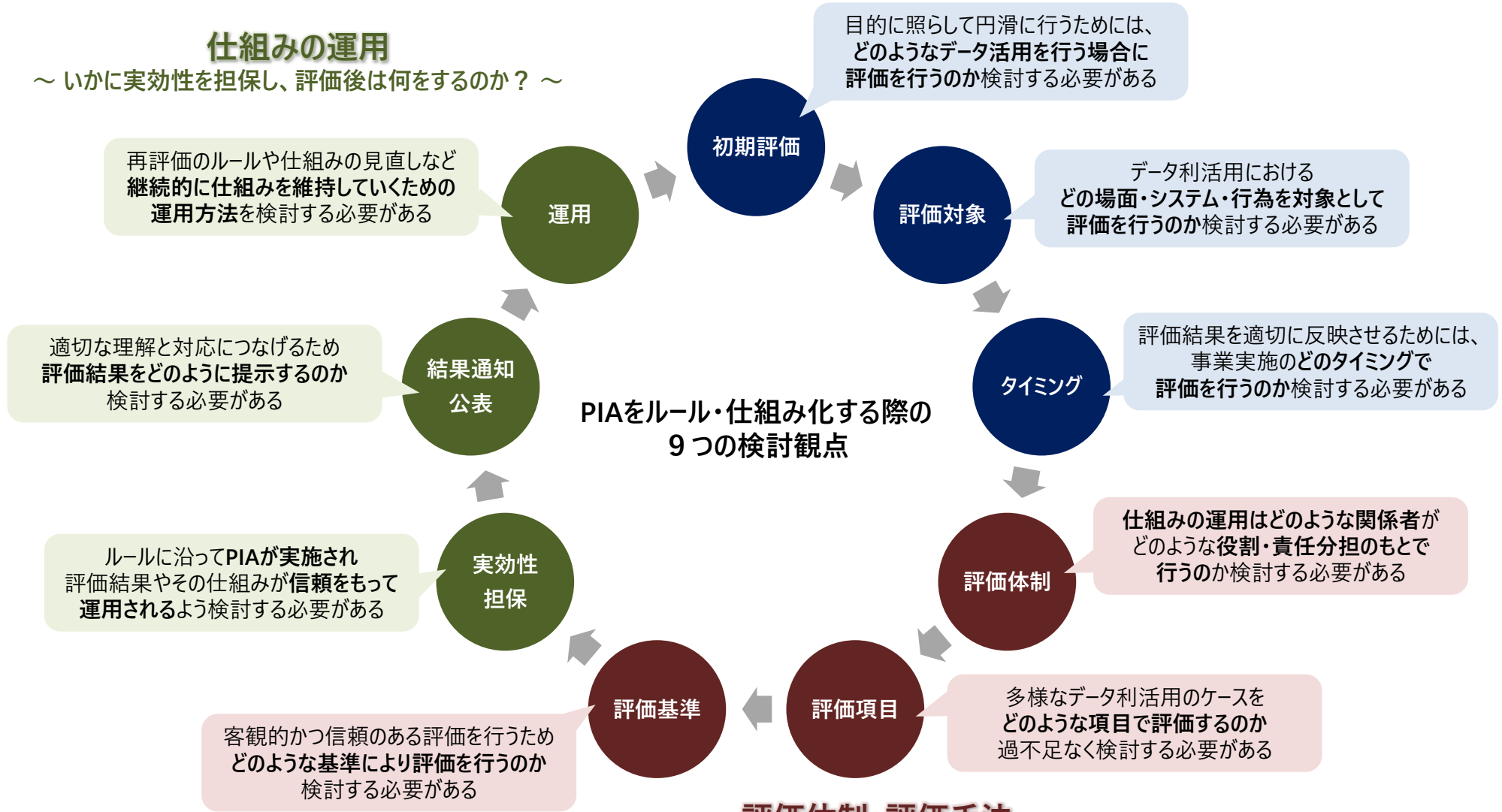
PIAをルール・仕組み化する際の検討観点とその必要性

評価対象・実施時期

～ 何が評価対象で、いつ実施するのか？ ～

仕組みの運用

～ いかにも実効性を担保し、評価後は何をするのか？ ～



評価体制・評価手法

～ 誰がどのように評価を実施するのか？ ～

評価対象・実施時期の検討ポイント

評価対象・実施時期

～ 何が評価対象で、いつ実施するのか？ ～

PIAをルール・仕組み化する上で、まずは、「どのような場面」に、「どのような対象」を、「いつ」評価するのか、という仕組み全体の前提条件や範囲を検討することが必要。

- 評価対象の場面・対象を広げ、様々なケースについて、網羅的に評価を行うことで、リスクの低減に繋げることができるが、一方で、対象件数やスコープが増えることで、サービス提供者、ルール・仕組みの運用側双方において負荷が増大し、サービス提供自体が回避されたり、PIAの実効性が下がる可能性がある。
- このため、PIAを行う目的や実態にあわせて、評価対象や実施時期について、バランスをとって検討を進めることが求められる。

初期評価

- ・ PIA実施要否について、例えば、扱う情報の対象を「個人に関する情報」と広く捉えることとすると、より様々なケースについてPIAを実施することとなり安心感が高まるが、対象となるケースが膨大となる。
- ・ 対象が際限なく広がると、実効性が低下するため、評価する必要性のある情報の種類を見極めて限定する等の対応が考えられる。

評価対象

- ・ 評価対象のサービスについては、データの取扱いのある関連システム・業務・事業者等が様々であり、どこまでを対象として評価すべきか、必要性・実効性を踏まえて、スコープ設定を検討することが必要。
- ・ 例えば、評価対象を被評価者(サービス提供者)の責任・影響の及ぶ範囲に限定する等の対応が考えられる。

タイミング

- ・ 「初回評価」は、評価を踏まえてリスクの低減につなげるために、サービス提供の前に行う必要があるが、事業実施に大きな手戻りを生じさせないために適切なタイミングで行えるよう検討することが必要。
- ・ また、一度評価をして終わりではなく、サービスに大幅な変更がある場合などには「再評価」を行うことも検討が必要。

評価体制・評価手法の検討ポイント

評価体制・評価手法

～ 誰がどのように評価を実施するのか？ ～

PIAをルール・仕組み化して運用するためには、「誰がどのような体制・役割」で、「どのような評価項目」を、「どのような基準」で評価するのか、客観的・統一的なルールを検討することが必要。

- 評価を行う関係者の体制や役割分担があいまいであったり、評価対象や評価基準といった評価の手法が明確でなければ、円滑な運用が難しいだけでなく、評価にバラつきが生じ、説明責任が十分果たされないなど、評価結果に対する納得感が損なわれ、制度の信頼性にも影響することが想定される。
- このため、評価体制・評価手法については、公平・公正な観点で明確にすることが求められる。

評価体制

- ・ スムーズな運用や、制度の運用開始後に関係者 (ex.評価者・被評価者・第三者委員会等) の間で、役割・責務の認識齟齬を生まないためにも、事前に責任分界点等を整理することが必要。
- ・ PIAの制度要綱の作成や、関係者間での明示的な取り決め (ex.協定・利用規約等) を行っておく対応が考えられる。

評価項目

- ・ どのような項目について評価するのが明確となっていなければ、被評価者(サービス提供者)にどのようなことの確認を求め、評価を進めればいいかが分からなく、運用が困難となる。
- ・ また、データの活用方法・サービスの種類などによって評価項目を変えると、評価手法が複雑となるため、統一することが望ましい。

評価基準

- ・ 評価基準が明確でなければ、評価者の知見や主観によって評価がブレることとなり、評価の透明性・説明責任にも疑義が生じかねないため、客観的な基準を検討することが必要。
- ・ ただし、画一的・硬直的となりすぎると不合理なケースも出てくるため、評価委員会等による裁量の余地を残すことも考えられる。

仕組みの運用

～ いかにも実効性を担保し、評価後は何をするのか？ ～

PIAのルール・仕組みを持続的・効果的に運用するために、「どのように実効性を担保」し、「どのように評価結果を提示」し、「どのように運用を続ける」か、具体的な運用方法を検討することが必要。

- 評価の実施体制や実施方法が定まったとしても、実際にその仕組みを運用する場面において、ルールに沿ってPIAが実施されなかったり、評価結果が適切に活用・理解されていなければ、PIA制度自体を継続的・効果的に実施することができず、目的が果たされない。また、一度作った仕組みは、時間とともに、環境変化や実績を踏まえて見直していくことも求められる。
- このため、実効性を担保するための手法や、継続的に意義あるルール・仕組みを維持するための検討を行うことが求められる。

実効性担保

- ・ 定めたルールに沿ってPIAが実施されない場合の責任関係や対応方法が曖昧であっては、制度自体を継続することが困難となる。
- ・ PIAの仕組みを取り巻く関係者の関係性や対象範囲を考慮した上で、どのような形で (ex.利用規約等)、こういった内容 (ex.違反時の対応等) を定めるか検討することが必要。

結果通知公表

- ・ PIAの評価結果が、サービスの利用者に分かりやすく示され、適切な理解のもとでのサービス利用につながる必要がある。また、PIAはあくまでも安全性・ゼロリスクを保証するものではなく、評価結果の位置づけについても理解を促すことが必要。
- ・ 評価結果の公表は、サービス提供者にとっても事業実施に影響があることに留意して、公表方法等を検討することが必要。

運用

- ・ サービス開始時に行った評価は、その後の評価基準の変化や、サービス内容・システム構成の変化等により、再評価を行うことが必要となるケースが想定されるため、どのような場合に再評価が必要か、評価の有効期間などを検討することが必要。
- ・ ルール・仕組み全体も、法令改正等の変化や運用実績の蓄積を踏まえて、定期的に改善・見直しを続けていくことが重要。

◆「データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項」における位置づけ

(参照先) https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_240701_privacy.html

- 内閣府地方創生推進事務局では、これまでのスーパーシティやスマートシティ等に関するガイドライン等の既存の知見をまとめた「データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項」を情報提供しています。
- その中では、個人情報保護法令に加えて要求する事項として、「118 データ連携基盤整備の実施主体自身が、パーソナルデータを取り扱う場合のリスク等を事前に評価するプライバシー影響評価（PIA）を実施すること」と示しています。

◆ つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会 最終とりまとめ（令和7年3月）

(参照先) <https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/23820.html>

- スーパーシティのつくば市では、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現に向けて、先端的サービスの社会実装を推進するとともに、パーソナルデータを連携・利活用することでサービスがもたらすプライバシーへの影響を適切に評価するPIA制度の確立を目指し、令和5年3月から令和6年度にかけて「つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会」を開催し、PIA制度の検討を行っています。
- 懇話会では、全国に先駆けて、自治体がデータ連携基盤の活用にあたって、PIAをルール・仕組みとして実施するために必要な事項を詳細に検討し、最終とりまとめにおいてその制度骨子を示しています。
- 本最終とりまとめは、データ連携基盤の活用有無や、官民を問わず、PIAのルール・仕組み化にあたって幅広く参考となるべき情報であると考えられます。

「つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会最終とりまとめ」主なポイント

- つくば市は、人々の生活の利便性向上を目指し、先進的な技術・サービスの社会実装に向けて、「つくばスーパーサイエンスシティ構想」を推進している
- 本構想の特徴として、都市の持つデータの連携が挙げられるが、個人に関する情報を利活用することで、より先進性の高いサービスの実装が可能となる
- 個人に関する情報の利活用にあたっては、安心・安全なサービスであることが不可欠で、プライバシーへの影響を適切に評価するPIA制度の検討を行った

何がPIA評価の対象で、いつ実施すべきか？

■ 初期評価

- 「データ連携基盤」を活用し、「個人に関する情報」を利活用するサービスが対象

■ 評価対象

- 「提供するサービス」及び、「サービスに係る」

- 「データの取扱い」が本PIAの評価対象^{※1}

- ※1 具体的には、「提供サービス」において「データの取扱い」に関する本人への通知や安全管理措置が十分に講じられている等の観点より評価を行う

■ タイミング

- 「初回」はサービス開始前に必ず実施

- ※2 詳細設計・開発に取り掛かる前に実施推奨

どのようにPIA評価は行われるか？

■ 評価体制における役割・責任

- 「市」が有識者等を構成員とした「プライバシー影響評価委員会」の助言を踏まえ、「サービス提供事業者」に対して、PIAを実施する

■ 評価項目

- データの取扱い・プライバシーへの配慮・個人に関する情報に対する安全管理措置等に関する評価項目（全22項目64質問）にて構成

■ 評価基準

- 個人に関する情報において「数量」/「種類」/「身体の観点からプライバシーに及ぼす「影響度」を、評価項目の観点からリスクの「起こりやすさ」を導出し、「総合評価」を4段階で判定^{※3}

■ 評価結果

- 「総合評価」が「高」の場合は「再評価」が必要となるが、評価実施を有しない現時点では都度判断とする

PIAの実効性はどう担保し、実施は？

■ 実効性の担保

- 「市」はPIA制度を「要綱」、市データ連携基盤整備主体は「協定書」、データ連携基盤整備主体・サービス提供事業者は「利用規約」にて取り決めを行い、実効性を担保する

■ 結果の通知と公表

- 「市」はPIAの結果をデータ連携基盤整備主体・サービス提供事業者へ「通知」するとともに、市のHP等で「公表」する^{※4}

■ 運用

- PIA評価結果が変わる可能性が見込まれる場合は「再評価」が必要となるが、評価実施を有しない現時点では都度判断とする



図1 サービス連携の全体イメージ



図2 総合評価



図3 評価結果（概要版）のイメージ

本資料は、令和6年度に内閣府地方創生推進事務局が行った「令和6年度 スーパーシティにおけるデータ連携基盤の利活用による先端的サービスの実装等の推進に関する調査検討業務」の一環として、つくば市と連携して実施したPIA制度の構築等に関する調査検討の成果について、広く様々な地域・場面で活用ができるよう整理したものです。